

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

# 令和4年第5回市議会定例会議案説明書

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

足 利 市

目 次

1	議案第54号	足利市ふるさと応援基金条例の制定について……………	4
2	議案第55号	足利市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務 時間、休日及び休暇に関する条例の改正について……………	4
3	議案第56号	足利市職員の給与に関する条例及び足利市会計年度任用 職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について……	9
4	議案第57号	足利市手数料条例の改正について……………	10
5	議案第58号	令和4年度足利市一般会計補正予算（第4号）について…	10
6	議案第59号	足利市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する 条例の制定について……………	11
7	議案第60号	財産の取得について……………	11
8	議案第61号	足利市長及び足利市議会議員の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の改正について……………	11
9	議案第62号	令和4年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定） 補正予算（第1号）について……………	14
10	議案第63号	足利市斎場条例の改正について……………	14
11	議案第64号	令和4年度足利市水道事業会計補正予算（第2号）に ついて……………	16
12	議案第65号	令和4年度足利市工業用水道事業会計補正予算（第1号） について……………	16
13	議案第66号	令和4年度足利市下水道事業会計補正予算（第1号） について……………	16
14	議案第67号	足利市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の改正について……………	17
15	議案第68号	令和3年度足利市一般会計決算について……………	17
16	議案第69号	令和3年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定） 決算について……………	17
17	議案第70号	令和3年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定） 決算について……………	17
18	議案第71号	令和3年度足利市後期高齢者医療特別会計決算について…	17
19	議案第72号	令和3年度足利市太陽光発電事業特別会計決算について…	17
20	議案第73号	令和3年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業 特別会計決算について……………	17

21 議案第 7 4 号	令和 3 年度足利市水道事業会計利益の処分及び決算について……………	17
22 議案第 7 5 号	令和 3 年度足利市工業用水道事業会計利益の処分及び決算について……………	17
23 議案第 7 6 号	令和 3 年度足利市下水道事業会計利益の処分及び決算について……………	17
24 報告第 1 6 号	市長専決処分事項報告について……………	18
25 報告第 1 7 号	市長専決処分事項報告について……………	18
26 報告第 1 8 号	令和 3 年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について……………	19
27 報告第 1 9 号	令和 3 年度公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団の経営状況を説明する書類について……………	19
28 報告第 2 0 号	令和 3 年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する書類について……………	19
29 報告第 2 1 号	令和 3 年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営状況を説明する書類について……………	19

1 議案第54号 足利市ふるさと応援基金条例の制定について

ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税制度を活用して、本市を応援したいという思いのもとに贈られた寄附金を適正に管理し、寄附者の思いを実現するための事業に要する経費の財源に充てることを目的とする基金を設置するため、条例を制定しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)  
第14条 (条例の制定及び罰則)

2 議案第55号 足利市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正について

国家公務員の勤務条件に準じた勤務条件にするため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)  
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表

◎足利市職員の育児休業等に関する条例【第1条関係】

改 正 案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達す</u></p>

休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)

(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

る日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新さ

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等

れ、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）

(6)・(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。



(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例【第2条関係】(略)

3 議案第56号 足利市職員の給与に関する条例及び足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について

職員の福利厚生に関する職員負担金の徴収に係る事務の簡素化を図るため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

○ 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

○ 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)  
第14条 (条例の制定及び罰則)

○ 新旧対照表

◎足利市職員の給与に関する条例【第1条関係】

改 正 案	現 行
<p>第5条の2 地方公務員法第25条第2項の規定により職員の給与を支給する際控除することができる掛金等は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第112条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号に規定する事業に関するもの</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>	<p>第5条の2 地方公務員法第25条第2項の規定により職員の給与を支給する際控除することができる掛金等は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p>

◎足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例【第2条関係】

改 正 案	現 行
(会計年度任用職員の給与)	(会計年度任用職員の給与)

<p>第2条 (略)</p> <p><u>第2条の2 地方公務員法第25条第2項の規定により職員の給与を支給する際控除することができる掛金等は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 足利市職員共済組合が契約を締結する団体取扱の生命保険料及びその他の徴収金</u></p> <p><u>(2) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第112条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号に規定する事業に関するもの</u></p> <p><u>(3) その他市長が特に必要と認めたもの</u></p>	<p>第2条 (略)</p>
--	----------------

4 議案第57号 足利市手数料条例の改正について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正等に伴い、申請手数料を追加し、及び一部表記を変更するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)
- (参照事項)
- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
- 第14条 (条例の制定及び罰則)
- 第227条 (手数料)
- 新旧対照表 (略)

5 議案第58号 令和4年度足利市一般会計補正予算(第4号)について

令和4年度足利市一般会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)
- (参照事項)
- 地方自治法 第218条 (補正予算、暫定予算等)

(予算説明書別冊のとおり)

6 議案第59号 足利市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の  
制定について

国が制定した、いわゆる「デジタル手続法」の趣旨にのっとり、本市における情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則を定めるとともに、条例、規則等に基づく申請、届出等の行政手続について、オンライン化を原則とする等のため、条例を制定しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)  
第14条 (条例の制定及び罰則)

7 議案第60号 財産の取得について

化学消防ポンプ自動車 (I型) 1台を購入することについて、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方自治法施行令 第121条の2 (地方自治法第96条第1項第5号及び第8号に規定する基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第3条 (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)
- 取得財産の概要
  - 1 消防車両専用シャシ
  - 2 四輪駆動車4ドア・ダブルキャブ型 乗車定員5名以上
  - 3 ディーゼルエンジン (240ps 以上)
  - 4 ポンプ性能A2級
  - 5 消防用電装品 一式

8 議案第61号 足利市長及び足利市議会議員の選挙における選挙運動の公費  
負担に関する条例の改正について

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用自動車の使

用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)  
第14条 (条例の制定及び罰則)

- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 足利市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>16,100円</u> を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 足利市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>15,800円</u> を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用</p>

される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700 円に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第 5 条の 4 足利市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用のビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 7 円 73 銭を超える場合には、7 円 73 銭とする。)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 5 条の 2 後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第 8 条 足利市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541 円 31 銭に掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250 円を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。以下「単価の限度額」という。)を

される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560 円に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第 5 条の 4 足利市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用のビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 7 円 51 銭を超える場合には、7 円 51 銭とする。)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 5 条の 2 後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第 8 条 足利市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525 円 6 銭に掲示場の数を乗じて得た金額に 310,500 円を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。以下「単価の限度額」という。)を

超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

9 議案第62号 令和4年度足利市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)について

令和4年度足利市介護保険特別会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条(議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第218条(補正予算、暫定予算等)

(予算説明書別冊のとおり)

10 議案第63号 足利市斎場条例の改正について

新斎場整備に係る仮設斎場の稼働等に伴い、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条(議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条(地方公共団体の法人格とその事務)  
第14条(条例の制定及び罰則)

- 新旧対照表

◎ 足利市斎場条例【第1条関係】

改 正 案	現 行
(用語の意義)	(用語の意義)

第4条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(利用時間)

第4条の2 斎場の利用時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該利用時間を変更することができる。

(休場日)

第4条の3 斎場の休場日は、1月1日及び1月2日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(以下略)

第4条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 式場 葬儀及びその他これに類する行事を行う施設

(3) (略)

(4) 霊安室 遺体を一時的に安置する施設

(5) (略)

(利用時間)

第4条の2 斎場の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、通夜により利用する場合の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時間とする。

(1) 第1式場を終夜にわたり利用するとき 午後5時30分から翌日の午前9時まで

(2) 第2式場を終夜にわたり利用するとき 午後5時30分から翌日の午前10時まで

(3) 前2号以外のとき 午後5時30分から午後8時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(休場日)

第4条の3 斎場の休場日は、1月1日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(以下略)

◎ 足利市斎場条例【第2条関係】

改正案	現行
(目的) 第1条 この条例は、火葬、葬儀その他これに類する行事を行う施設として本市が設置する斎場（以下「斎場」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、火葬、葬儀その他これに類する行事を行う施設として本市が設置する斎場（以下「斎場」という。）の管理及び運営並びに霊柩自動車の運行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

<p>(用語の意義) 第4条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略)</p> <p>(利用の許可) 第5条 斎場の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(用語の意義) 第4条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) <u>霊柩自動車 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による国土交通大臣の許可を受けて霊柩を運送する自動車</u></p> <p><u>(霊柩自動車の運行時間等)</u> 第4条の4 <u>霊柩自動車の運行時間等については、前2条の規定を準用する。</u></p> <p>(利用の許可) 第5条 斎場の施設及び設備並びに<u>霊柩自動車</u>（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	--

- 11 議案第64号 令和4年度足利市水道事業会計補正予算（第2号）について  
12 議案第65号 令和4年度足利市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について  
13 議案第66号 令和4年度足利市下水道事業会計補正予算（第1号）について  
それぞれ令和4年度の予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条（議決事件）  
(参照事項)
- 地方自治法 第218条（補正予算、暫定予算等）
- 地方公営企業法 第24条（予算）  
第25条（予算に関する説明書）

(予算説明書別冊のとおり)



14 議案第 67 号 足利市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について

足利佐野都市計画地区計画の変更に伴い、地区計画の区域内における建築物の制限を追加するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)  
第 14 条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表 (略)

15 議案第 68 号 令和 3 年度足利市一般会計決算について

16 議案第 69 号 令和 3 年度足利市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 決算について

17 議案第 70 号 令和 3 年度足利市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 決算について

18 議案第 71 号 令和 3 年度足利市後期高齢者医療特別会計決算について

19 議案第 72 号 令和 3 年度足利市太陽光発電事業特別会計決算について

20 議案第 73 号 令和 3 年度足利市 (仮称) あがた駅北産業団地開発事業特別会計決算について

令和 3 年度足利市各会計決算について、法の定めるところにより監査委員の審査に付したので、その意見を付けて、議会の認定に付するものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方自治法 第 233 条 (決算)

(決算説明書別冊のとおり)

21 議案第 74 号 令和 3 年度足利市水道事業会計利益の処分及び決算について

22 議案第 75 号 令和 3 年度足利市工業用水道事業会計利益の処分及び決算について

23 議案第 76 号 令和 3 年度足利市下水道事業会計利益の処分及び決算について

令和3年度足利市水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計における利益の処分について議決を求めるとともに、当該決算について監査委員の審査に付したので、その意見を付けて、議会の認定に付するものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方公営企業法 第30条 (決算)  
第32条 (剰余金の処分等)

(決算説明書別冊のとおり)

#### 24 報告第16号 市長専決処分事項報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって指定された議会の委任による事項(法律上市の義務に属する1件200万円以下の損害賠償の額の決定及び和解)について専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものである。

(報告の根拠)

- 地方自治法 第180条 (議会の委任による専決処分)  
(参照事項)
- 地方自治法 第96条 (議決事件)

#### 25 報告第17号 市長専決処分事項報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって指定された議会の委任に基づき、市営住宅建物明渡請求事件の調停に代わる決定について専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものである。

(報告の根拠)

- 地方自治法 第180条 (議会の委任による専決処分)  
(参照事項)
- 地方自治法 第96条 (議決事件)
- 民事調停法 第17条 (調停に代わる決定)  
第18条 (異議の申立て)  
第20条 (付調停)

- 26 報告第18号 令和3年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 27 報告第19号 令和3年度公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団の経営状況を説明する書類について
- 28 報告第20号 令和3年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する書類について
- 29 報告第21号 令和3年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営状況を説明する書類について

それぞれ令和3年度の事業の決算に関する書類を提出するものである。

(提出の根拠)

- 地方自治法 第243条の3 (財政状況の公表等)  
(参照事項)
- 地方自治法 第221条 (予算の執行に関する長の調査権等)
- 地方自治法施行令 第152条 (普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)  
第173条の2 (法人の経営状況等を説明する書類)

(事業報告及び決算書別冊のとおり)